



籠田公園公民連携事業
出店利活用事業者
募集要項

令和4年10月
岡崎市都市基盤部
公園緑地課

～初めに～

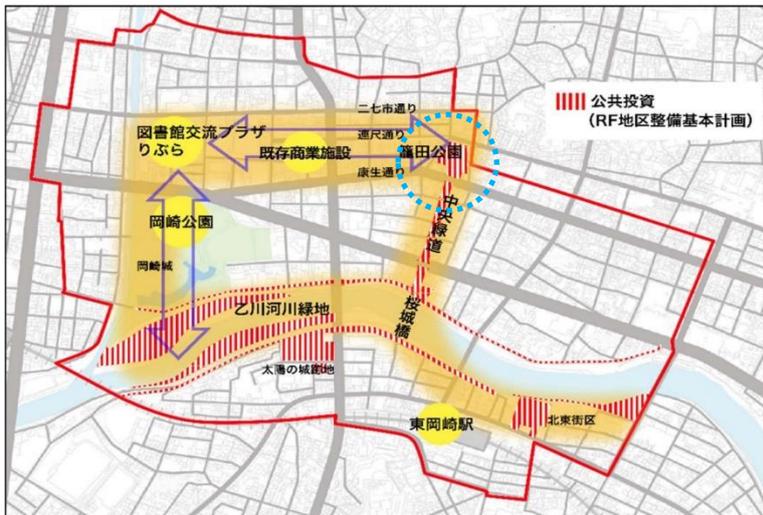
●QURUWA戦略とは

岡崎市では、乙川リバーフロント地区内の豊富な公共空間を活用した公民連携プロジェクトを実施することにより、名鉄東岡崎駅、乙川河川緑地、桜城橋、中央緑道、籠田公園、りぶら、岡崎公園などの公共空間各拠点を結ぶ約3キロのまちの主要回遊動線QURUWAの回遊を実現させ、波及効果として、まちの活性化（暮らしの質の向上・エリアの価値向上）に繋がる「QURUWA戦略（乙川リバーフロント地区公民連携まちづくり基本計画）」の実現を図っています。

その中で籠田公園は、乙川リバーフロント地区整備計画に基づき東岡崎駅周辺地区から乙川、歴史的な市街地をつなぐもっとも重要な歩行者の軸となるため、桜城橋、天下の道と共にそれぞれの魅力を生かしながら一本の軸として統一して整備された公園で、約6,800㎡の広さを有する街区公園です。

公園をこれまでどおりイベント会場として使用できるだけでなく、日常的にも気持ち良く過ごせる場所にすることをコンセプトとしています。

このコンセプトを実現するために、噴水やステージ、屋根の下でくつろげる空間、芝生や既存の木等を活かした広場を配置するとともに、キッチンカーの乗り入れも可能にしています。



【上位関連計画】

QURUWA戦略（乙川リバーフロント地区公民連携まちづくり基本計画）

<https://www.city.okazaki.lg.jp/300/306/p022685.html>

乙川リバーフロント地区整備基本計画

<https://www.city.okazaki.lg.jp/1550/1568/1641/p018581.html>

その他上位計画については、QURUWA戦略のP.3参照

本要項は、籠田公園公民連携事業出店利活用事業に適した事業者を募集するに当たり、必要な事項を定めたものとします。

なお、本要項に定めのない事項はすべて都市公園法、岡崎市都市公園条例、岡崎市都市公園管理規則、地方自治法、地方自治法施行令、岡崎市予算決算及び会計規則及び岡崎市税外収入の延滞金に関する条例、食品衛生法、岡崎市食品衛生条例、岡崎市食品衛生規則その他関係法令等の定めるところによって処理しますので御承知おきください。

第1章 事業の概要

1 事業の目的

本事業を通して、籠田公園の来園者に対する便益機能の提供はもちろん、本事業を通じてにぎわいの創出、籠田公園周辺のまちの課題の解決、籠田公園周辺の事業者等と連携することでエリアへの回遊性の向上などを目指しています。籠田公園はQURUWA戦略の重要な拠点施設の1つであることから、公園内に飲食物など販売することが可能な施設を設けることで、民間主体の多様な利活用の促進を図り、公園の多様な使い方の実現とともに、まちの課題の解決に資する最終的なQURUWA地区への出店誘導を考えています。

なお、令和4年4月1日から籠田公園及び籠田公園地下駐車場の指定管理者として「ホームックス・三菱地所・三菱地所パークス共同体」が指定管理業務を行っておりますので、指定管理者との密接な連携による相乗効果を期待します。

2 事業内容

籠田公園排気塔前に設置された約7㎡のモバイル型施設（以下「施設」という。）を使用して、飲食物等の便益機能の提供や、回遊性の向上に資する情報発信等を実施する事業の目的に合致した事業者を募集します。

3 事業開始時期

令和4年11月9日（水）以降に引渡し、その後事業開始
※引渡し完了次第事業開始可能とします。

4 事業者募集期間

令和4年11月9日（水）から令和5年2月8日（水）までとします。
※準備、原状回復期間を含むものとします。
※更新はありません。

5 使用料

1,551円/月を下限として提案してください。

（岡崎市都市公園条例で規定される年額2,660円/㎡から以下の計算により下限を算出しています。）

$2,660 \text{円} \times 7 \text{㎡} \div 12 \text{か月} = 1,551 \text{円/月}$

6 出店場所について

過去の出店風景



7 施設設備(代表的なもの)

- (1) シンク 2つ
- (2) 照明器具
- (3) 手洗器(自動水栓)
- (4) 電源設備 20A×2基(100V・外部供給)

※詳細な施設設備については、別添資料「籠田公園事業者出店支援ボックス図面」を御確認ください。電源設備は1基ずつ別の場所からの供給になります。

8 出店にあたっての条件

(1) 営業日

公園利用者の利便性を考慮し、少なくとも週4日は営業するものとします。

(2) 営業時間

営業時間は、午前10時から午後4時をコアタイムとし、うち少なくとも5時間は営業時間とし、午前8時から午後8時まで営業可能とします。

なお、公園内でのイベント等に合わせて時間を延長することも可能です。(開始時間及び終了時間ともに午前8時から午後8時までの間で延長可能です。)

公園内でのイベントとの関係から営業中止をお願いする場合があります。

(3) 営業品目

期間中の営業が可能なもの、ことを検討の上、提案及び実施をしてください。

なお、酒類の販売は協議事項とし、酒類の販売が公園にとってメリットがある形にしてください。また、たばこの販売、その他公園利用者の支障となりうる物品の販売は禁止とします。

(4) 物品

施設に必要な設備等の設置がある場合は、事業者の負担にて設置等してください。(例：冷蔵庫・冷凍庫の設置など)

(5) その他の留意事項

ア 参加に要する一切の費用は、事業者の負担とします。

イ 利用期間の使用料の支払いは、事前に支払っていただきます。

ウ 公園に専用の駐車場はないため、車で来られた場合は、近くの有料駐車場等に停めてください。なお、搬入のための一時的な乗り入れは可能です。

エ 営業については、事業者が自ら事業を行う場合に限りです。他者に権利等を譲渡しないでください。(マスターリースは可能とします。)

オ 周辺環境及び公園利用者への配慮のため、煙や臭い、音や振動等は、極力抑える努力をしてください。

カ 食品営業許可等の、営業に伴い関係法令上必要となる申請・届出・検査等については、すべて事業者の責任において行ってください。

キ メニュー及び価格については、利用者のニーズに合ったもので、かつ利用しやすい価格設定に努めてください。

- ク 市が公園での出店として適切でないと判断した場合は変更、中止等を求めることがあります。また、市の求めに応じない場合は許可を取り消す場合があります。
- ケ 籠田公園の高質空間の維持のため、看板、のぼり旗の設置など、景観に影響のあるものについては、市が認めた場所及び市と指定管理者が認めたもの以外は禁止とします。
- コ 籠田公園の芝生養生のため、立ち入りができない場合があります。
- サ 月別報告書を（様式4「籠田公園公民連携事業出店利活用事業月別報告書」）を作成し、翌月の10営業日以内に提出してください。
- シ 公園施設を破損した場合又は来園者との事故が発生した場合は速やかに市と指定管理者に連絡するとともに、迅速に適切な対処をしてください。また、公園内で発生した来園者との事故等については、事業者の責任において対処し、費用については事業者の負担とします。
- ス 運営に対する問合せ及び苦情については、事業者にて対応してください。
- セ 出店期間満了又は出店の取消がなされた場合は、自己の費用で、出店期間内又は市が指定する日までに速やかに原状回復を行ってください。ただし、市が承認した場合はこの限りではありません。
- ソ 市が指定する期日までに原状回復の義務を履行しないときは、市が原状回復のための処置を行い、その費用の支払いを事業者に請求することができるものとします。この場合において、事業者は何ら異議を申し立てることはできません。
- タ 公園来園者などが開催イベントや今後の予定について質問があった際は、答えられる範囲で案内をしてください。また、出店やキッチンカーの申込みなどの問い合わせがあった際は地下駐車場で受付をしているため、案内をしてください。

9 事業方式

公募型プロポーザルにより実施します。

事業者は自ら施設に必要な機材・備品等持ち込み運営を行うものとします。

第2章 公募の実施に関する事項等

1 公募への参加資格

現在、飲食業を営業している場合は、保健所の食品営業許可を現に受けている者であること。
また、現在許可を受けていない者であって、飲食販売を考えている場合には、必要な許可が出店（営業）前に得られるようにすること。その他関係法令の必要な許可を取得すること。

2 応募の制限

次の項目のいずれかに該当する場合は、応募することができません。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てを受けている者
- (2) 当該法人の設立根拠法に規定する解散または精算の手続きに入っている者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者
- (4) 応募の日から、事業優先者決定通知日までの間に、岡崎市入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止処分を受けている期間にある者
- (5) 法人税、本店所在地の法人（個人）市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のある者（徴収猶予を受けているときは滞納していないものとみなします。）
- (6) 暴力団の排除に関し、次のいずれかに該当する者
 - ア 応募の日から優先交渉権者決定通知日までの間において、「岡崎市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年2月24日付け岡崎市長・岡崎市教育委員会教育長・愛知県岡崎警察署長締結）に基づく排除措置を受けている者。（本件については、当該合意書における「契約等」に準じて取り扱うものとします。以下同じ。）
 - イ 応募の日以前において、「岡崎市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置の対象であった者。ただし当該排除措置の対象外となった日から3年を経過した者を除く。
- (7) 次に該当する者が役員又は配置する職員になっている法人
 - ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (8) 既に施設を利用し、出店したことがある者

第3章 公募の手続きに関する事項

1 日程

募集要項の交付	令和4年10月14日（金）
質問書受付	令和4年10月14日（金）から10月21日（金）まで
質問書回答	令和4年10月25日（火）
事業者申込受付	令和4年10月28日（金）
事業者プレゼンテーション・決定	令和4年11月7日（月）
施設引渡（仮）	令和4年11月9日（水）
事業開始	令和4年11月9日（水）以降

2 申込について

(1) 質問及び回答

質問書	様式1「質問書」
受付期間	令和4年10月14日（金）から令和4年10月21日（金）午後5時まで
提出方法	電子メール ※件名は「籠田公園出店利活用事業者 質問」と記載
アドレス	koen@city.okazaki.lg.jp
提出先	都市基盤部公園緑地課公園活用係（岡崎市役所西庁舎4階）
回答日	令和4年10月25日（火）に回答
回答方法	ホームページにおいて公表します。

(2) 事業者申込について

提出書類	「提案書類一覧」のとおり（指定のない場合は任意様式）
受付期間	令和4年10月28日（金）午前10時から午後5時まで
受付場所	都市基盤部公園緑地課公園活用係（岡崎市役所西庁舎4階）
提出方法	受付場所へ持参

受付期間内に受付場所に到達しなかった場合は受理しません。

3 受付場所

都市基盤部公園緑地課公園活用係（岡崎市役所西庁舎4階）

午前9時から午後5時まで

住所 〒444 - 8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地

電話 0564-23-7406

アドレス koen@city.okazaki.lg.jp

FAX 0564-23-6559

<作成の注意事項>

- ・ 1組（者）につき、1提案とします。
- ・ 関係書類の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用してください。
- ・ 関係法令及び条例を遵守し、かつ本要項に記載された条件を満足するとともに、関係機関へ必要な協議確認を行った上で提案関係書類を作成してください。
- ・ 提案関係書類の作成及び提出に必要な諸費用は、応募者の負担とします。
- ・ 提案関係書類の提出後の変更は原則認めません。また、取り下げも原則認めません。
- ・ 必要に応じて提案関係書類一覧に記載以外の書類の提示を求める場合があります。
- ・ 明確かつ具体的に記述してください。分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ等を適宜利用してください。
- ・ 提出された申請書類は、いかなる理由があっても返却いたしません。
- ・ 申請書類に虚偽の記載があった場合や、提案に際して不正行為があったときは、選定の対象から除外します。
- ・ A4フラットファイルにて提出してください。背表紙に「籠田公園出店募集提案 ○○（会社名等） ①」と記入してください。なお、①は正本、②～④は副本でお願いします。

【提案関係書類一覧】

提出書類	様式	提出部数	
		正	副
1. 誓約書	—	—	—
（1）参加申込書兼誓約書	様式2	1部	3部
2. 応募制限関連書類	—	—	—
個人	—	—	—
（1）住民票の写し（本籍記載のあるもの） ※3か月以内に取得したものにしてください。	—	1部	3部
法人	—	—	—
（1）法人登記簿謄本 ※3か月以内に取得ものにしてください。	—	1部	3部
3. 提案 表紙	様式3-1	1部	3部
（1）事業内容	様式3-2	1部	3部
（2）公園活用	様式3-3	1部	3部
（3）自由提案	様式3-4	1部	3部
（4）価格提案書	様式3-5	1部	3部
（5）出店内容	様式3-6	1部	3部

第4章 審査方法等

1 審査のながれ

(1) 第一次審査

提出されたすべての提案等について、以下の点について審査します。

ア 参加資格の確認

応募者が、資格等を満たしているかを審査します。

イ 法令遵守に関する審査

提案等の内容が法律、条例等に違反していないことを審査します。

ウ 本要項に照らし適切なものであることの審査

提案等が本要項に照らし、適切なものであることを審査します。審査の内容は以下のとおりです。

- ・提案が、本要項で示した目的や場所等と適合していること
- ・記載すべき事項が示されていること
- ・期間中の運営の確実性が、提出された客観的な資料により見込めること

(2) 第二次審査

第一次審査を通過した提案について、「籠田公園公民連携事業出店利活用事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、(4)で示す評価の基準に沿って審査します。応募者には、選定委員会において、提案内容に関するプレゼンテーション（ヒアリング）を実施します。プレゼンテーション（ヒアリング）の日時、場所等は、事務局から連絡しますが、以下のとおり実施する予定です。

説明 10分 質疑応答 20分 計30分

なお、プレゼンテーション（ヒアリング）は提出された提案書に基づいて行いますので、追加の資料等の準備は必要ありません。

(3) 選定委員会

本市は、提案の審査にあたり、選定委員会を設置します。

選定委員会では、応募者から提出された提案について(4)の評価の基準に基づき 審査を行い、点数の高い順に優先交渉権者及び次点を選定します。

なお、審査の結果によっては、優先交渉権者、次点の一方又は両方について、該当案なしとする場合があります。

選定委員会の委員は以下の通りです。

	氏名	所属
委員	横山 晴男	都市基盤部長
委員	鈴木 広行	都市政策部長
委員	浅井 隆	公園緑地課長

(4) 評価

ア 評価の基準

評価項目	評価の視点	配点
事業内容	QURUWA戦略を理解し、籠田公園に更なる賑わいを生むとともに周辺施設や店舗への波及効果を生むような内容となっているか。 指定管理者との連携なども提案しているか。	25
	まちの課題解決についての提案がされているか。 具体的には次のとおりです。 ・担い手の発掘/育成 ・まちの暮らしや来訪者への魅力となるコンテンツの充実 ・地域経済循環 ・空き家・空き店舗の活用	15
	公園利用者（ターゲット）をどのように意識し、設定した事業内容となっているか。 どのような思いを持って公園利用者と接していくか。	5
	岡崎の物産の使用、メニュー、PRするものなどがあり、どうそれを活かしていくか。	20
	本事業を通して、どのように公園での過ごし方、使い方に付加価値をつけていくか。	10
公園活用	冬でも公園に行くきっかけとなる取り組み（貸出物品の充実やサービスの提供）があるか。	5
自由提案	今後のQURUWA戦略やSDGsの取組みなど具体的かつ現実的な事業が提案されているか。	20
合計		100

イ 採点方法

加点点評価については、重視する項目を評価項目として設定し、これらに関して、優れた工夫や配慮がされている提案、その他、独自性、革新性の高い提案に対して、提案内容の具体性や実現可能性の観点から評価します。

加点点評価の採点方法は、各評価項目について、以下に示す4段階評価により得点を付与します。

評価	評価内容	採点基準
S	秀でて優れている	配点×1.0
A	優れている	配点×0.75
B	提案は評価する	配点×0.5
C	特に優れた点は見当たらない	配点×0.25

選定委員会の各審査員の加点評価点を合計し、審査員人数で割った値を提案点とします。

提案点＝各審査員の加点評価点の合計÷審査員人数

提案点が最も高い者を優先交渉権者とし、次に高い者を次点とします。

提案点が同一であった場合は、価格提案の高い者とします。

それも同一である場合には、選定委員会の協議により決定します。

(5) 結果通知

選定結果は速やかに事業者へ文章に通知することとし、電話等による問い合わせには応じません。また、選定結果は本市ホームページで公表します。

(6) 選定委員会の委員への接触の禁止等

応募者が、優先交渉権者及び次点選定前までに、選定委員会の委員に対して、本事業提案について接触を行った場合は、失格となる場合があります。

(7) 優先交渉権者の決定

本市は、選定された最優秀提案を提出した者を優先交渉権者として、また、次点提案を提出した者を次点者として決定します。

(8) リスク分担等

本業務の実施における主なリスクについては、以下の負担区分とします。なお、リスク分担に疑義がある場合、又はリスク分担に定めのない内容が生じた場合は、本市と事業者（優先交渉権者）が協議の上、負担者を決定するものとします。

リスクの種類		内 容	リスク分担	
			市	提案者
申請関連リスク	書類の誤り	募集要項等、市が作成した書類に関するもの	○	
		申請書等、申請者が作成した書類に関するもの		○
	申請コスト	申請費用の分担		○
管理運営リスク	資金の調達	必要な資金の確保		○
	事業変更	本市の責任により、業務の全部又は一部を中止した場合又は業務内容を変更した場合	○	
		提案者の責任により、業務の全部又は一部を中止した場合又は業務内容を変更した場合		○
	施設競合	競合施設（キッチンカー含む）による利用者減、収入減		○
	需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
	施設・設備等の損傷	管理上の瑕疵による損傷		○
		施設、機器等の構造上の瑕疵による損傷		○
	収入リスク	施設、機器等の不備又は、施設管理上の瑕疵並びに火災等の事故による臨時休業等		○
		施設改修による臨時休業等		○
		提案者の提案による事業運営によるもの		○
提案者の責めに帰すべき理由によるもの			○	
社会的リスク	第三者への賠償	提案者が維持・運営において（事業者が行う整備・管理運営業務において）第三者に損害を与えた場合		○
		上記以外のもの	○	
	地域、利用者への対応	地域との協調、利用者からのクレーム等への対応に関するもの		○
施設設置、管理業務内容に対する利用者等からの反対、訴訟に関するもの		○		
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増加		○	
金利変動	提案者決定後の金利変動		○	
不可抗力	自然災害による業務の変更、中止、延期、臨時休業		○	
	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う業務の変更、中止、延期、臨時休業		協議	

〒444-8601

岡崎市十王町二丁目9番地

問合せ先 都市基盤部公園緑地課公園活用係

TEL (0564) 23-7406

FAX (0564) 23-6559

岡崎市ホームページ<http://www.city.okazaki.lg.jp/>

Eメール koen@city.okazaki.lg.jp